

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の就労不能損害について、避難の結果職場が遠方になったことによる通勤費の増額分や、避難により体調不良となった家族の通院付添いに伴う減収分が賠償された事例。

1169

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇年（東）第〇〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 就労不能損害（通勤交通費増加分）

自 平成27年3月1日 至 平成27年7月31日

(2) 就労不能損害（付添看護に伴う損害）

自 平成24年4月1日 至 平成27年7月31日

(3) 生活費増加費用（オイル交換・タイヤ交換費用）

自 平成24年6月24日 至 平成27年7月20日

(4) 生活費増加費用（過走行による車両減価分）

平成27年8月中旬

(5) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分）

自 平成23年3月11日 至 平成27年7月31日

2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、下記のとおり、金351万6566円の支払義務があることを認める。

記

(1) 就労不能損害（通勤交通費増加分） 42万9950円

(2) 就労不能損害（付添看護に伴う損害） 96万6568円

(3) 生活費増加費用（オイル交換・タイヤ交換費用） 25万0448円

(4) 生活費増加費用（過走行による車両減価分） 27万3600円

(5) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分） 159万6000円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申

立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年3月11日

（仲介委員 楯香津美）